

⑤

平成 27 年 1 月 20 日

丸亀市長 梶 正 治 様

丸亀市特別職報酬等審議会

会 長 森 茂 印

市長等の給料及び市議会議員の報酬について（答申）

平成 26 年 11 月 13 日付け 26 総行第 577 号により、本審議会に対し諮問のあった以下の項目について、別紙のとおり答申します。

- 1 市長、副市長及び教育長の給料
- 2 市議会議員の報酬
- 3 市議会議員の政務活動費

答 申

1 はじめに

本審議会では、平成 26 年 11 月 13 日付けで丸亀市長から諮問を受けた事項について、現在の社会経済情勢、人事院勧告の内容、本市の財政状況、一般職職員の給与、特別職の職務内容や議会活動の状況、丸亀市民の生活感覚や市民感情、類似団体の状況、県内他市の状況等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に審議を行い、以下の結論を得た。

2 結論

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料は、据置きが適当である。
- (2) 議長、副議長及び議員の報酬は、据置きが適当である。
- (3) 市議会議員の政務活動費は、据置きが適当である。

3 理由

- (1) 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料

わが国の社会経済情勢については、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあり、個人消費に持ち直しの動きが見られ、雇用状況が改善傾向を示すなど、全体として緩やかな回復基調にあると考えられる。本市の財政状況に目を転じると、合併特例債の償還が本格化することによる公債費の増加、公共施設の耐震性能確保・老朽化対策に係る投資的経費の負担など楽観視できない面もあるが、合併以降、総合計画や財政健全化計画に基づき積極的に行財政改革を進め、収入の確保と歳出の抑制の両面から実効性ある措置を講じ、平成 25 年度決算ベースで実質収支約 15 億円の黒字化を達成した点は評価すべきである。また、現状においては、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率などの主要な財政指標は、類似団体や県内他市と比較して良好なものと認められる。

基礎自治体は、住民に最も身近な公共団体として、福祉、教育、子育て支援、まちづくりなど、暮らしを支える事務を総合的・自立的に遂

行するという役割を担っており、人口が減少し、高齢化が進行していく中で、その役割を全うすることが強く要請される。また、いわゆる地方分権一括法の施行以降、累次の法律改正・制度改革を経て、基礎自治体の所掌事務や自主決定の範囲は、従前に比して大きく広がっている。このような状況下、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に応え、適切な行財政運営を行うべき市長等の職責は、極めて重大である。

財政状況や職責に関する検討のほか、人事院勧告に基づき、総合的見直しの一環として実施される国家公務員の給料改定には、経過措置で3年間の現給保障が定められたこと、本市市長等の現行給与は年収ベースで比較すると類似団体のうち中程度に位置すること、平成25年10月から平成26年3月まで自主減額措置を講じたことなどを考慮し、市長等の給料について、現行額で据え置くことが適当との結論に達した。

審議過程においては、財政健全化の実績を評価し、個人の心情としては引上げでもよいと思うとの意見があった一方、減少傾向にある一般職員の給料との均衡を考慮して引き下げるべきとの意見や、将来、経常収支比率が著しく悪化した場合には、特別職のみならず一般職も含めた給与カットを検討する必要があるとの意見も示されたところである。

(2) 市議会議員の報酬

議会には、多様な市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるため、執行機関に対するチェック機能を行行使する一方、行財政全般を調査研究し自らも政策提案を行うなど、多様な役割が期待されている。それに伴い、議員の職務も極めて広範囲に及び、各議員には幅広い知識と高度な識見が求められる。

住民自治の充実・向上にとって、丸亀市議会・議員の職責は非常に重大であるところ、自らの提案で平成25年4月実施の選挙から議員定数を3人削減し、議会費の抑制に主体的に取り組み、また、議会報告会を開催するなど、広聴広報機能の充実や住民参加の促進に努めている。この積極的な姿勢は、市民からの負託に応えるものと認められる。加えて、類似団体の議員報酬との均衡も考慮し、据置きが適当との結論に達した。

審議の過程では、よりよいまちづくりを目指し、魅力ある有為の人材に議員となってもらうために報酬を引き上げるべきとの意見が示される一方で、期末手当算定時に使用される役職加算の必要性及びその割合に対する否定的意見や、議員の活動内容を一般市民にとってよりわかりやすいものとするための研修を行うべきとの意見もあった。

(3) 市議会議員の政務活動費

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付される。政務活動費を充てることができる対象経費は、丸亀市議会政務活動費の交付に関する条例により定められているが、現行額が政務活動費の交付目的を達成するために十分であるかどうかについて議論を行った。

政務活動費を有意義に使用し、充実した議員活動を行うことは、市の更なる発展や市民福祉の向上につながるものである。このような観点から、ほぼ全ての議員が全額を執行する状況に至れば増額すべきとの意見が出されたが、本市市議会における政務活動費の執行率の現状に鑑み、また、現行額と類似団体や県内他市の支給額とを比較検討した結果、条例の趣旨に合致する真に必要な用途に限定することを前提として、据置きが妥当との結論に達した。

審議の過程では、透明性の確保に関連して、1円以上の領収書添付が義務付けられていることは評価に値するが、より一層説明責任を果たすために議員それぞれが執行状況を自主的に公表してはどうかとの意見や、政務活動費をどの科目に充用したかの判断が議員毎に区々とならないように、判断基準の共通理解を深める勉強会や研修をすべきとの意見があった。

本審議会の審議に参加した委員

会 長	森 茂	(丸亀商工会議所)
副会長	秋山 千枝	(四国税理士会)
委 員	安部 員正	(連合香川西地域協議会)
	岩崎 雅彦	(公募委員)
	近石 美智子	(ゆめネットワーク)
	中野 百合子	(国際ソロプチミスト丸亀)
	長山 貴之	(香川大学)
	東田 雅彦	(香川県司法書士会)
	松永 真理	(丸亀市 PTA 連絡協議会)
	横瀬 實	(丸亀市連合自治会)

審議会開催状況

第 1 回審議会	平成 26 年 11 月 13 日
第 2 回審議会	平成 26 年 12 月 1 日
第 3 回審議会	平成 26 年 12 月 25 日